コーポレートガバナンス基本方針

第１章　総　則

（目　的）

第 1 条　本基本方針は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために策定するもので、株主をはじめとする利害関係者（以下、ステークホルダーという。）の立場を踏まえた上で、経営意思決定の透明性、公正性及び迅速性を目指す。

（基本的な考え方）

第２条　当社は、社会に信頼され続ける企業であり続けるため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして位置付け、株主の権利･平等性の確保、適確かつ迅速な意思決定並びに業務執行の体制及び適正な監督・監視体制の構築を図ることにより、株主に対する受託者責任・説明責任を果たすとともに、ステークホルダーとの良好な関係を構築する。

第２章　株主の権利・平等性の確保

（株主の権利・平等性の確保）

第３条　当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。

②　株主の実質的な平等性を確保するため、少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に十分に配慮する。

（株主の権利の確保）

第 4 条　当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、以下の各号に掲げる事項について適切な対応を行う。

(1) 株主総会において可決には至ったものの、30％以上の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、取締役会は、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行う。

(2) 株主に対する利益還元や経営環境に対応した資本政策を機動的に遂行するため、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定める。

(3) 株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮する。特に、少数株主にも認められている当社及びその役員に対する違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等について、十分に配慮する。

（株主総会における権利行使）

第５条　当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、以下の各号に掲げる事項について株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

(1) 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供する。

(2) 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、ＴＤｎｅｔ や自社のウェブサイトにより電子的に公表する。

(3) 株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定する。

(4) 自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを利用するとともに、海外投資家の比率が 20%以上となった場合には、招集通知の英訳を進める。

(5) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを予め希望する場合に対応するため、株主総会への出席の要望があった場合には、信託銀行等と協議しつつ当該要望に沿えるよう配慮する。

（資本政策の基本的な方針）

第６条　当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針を別紙 1．のとおり定める。

（上場株式の政策保有に関する方針）

第 7 条　政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を別紙 2．のとおり策定し、これを開示する。

②　政策保有株式については、毎年、取締役会において、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示する。

③　当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応の確保のための基準（政策保有株式の議決権行使基準）を別紙 3．のとおり策定し、これを開示する。

④　当社株式を政策保有株式として保有する会社（政策保有株主）から株式売却の意向が示された場合、取引縮減の示唆等による妨げは行わない。

⑤　政策保有株主との取引においても、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取引の経済合理性を十分に検証して行う。

（買収防衛策に関する基本方針）

第８条　当社は、経営陣・取締役会の保身を目的とする買収防衛策は策定しない。

②　買収防衛策の導入・運用については、取締役会・監査等委員会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

③　当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方や対抗提案の内容等を株主に対して説明を行うとともに、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げることは行わない。

（株主の利益を害する可能性のある資本政策）

第９条　支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査等委員会は、株主に対する受託者責任を全うする観点からその必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

（関連当事者間の取引）

第 10 条　当社が関連当事者間の取引を行う場合には、当該取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を別紙 4. のとおり定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行う。

第３章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）

第 11 条　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

②　取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップの発揮に努める。

（経営理念）

第 12 条　当社は、「お客さま大事」の経営哲学のもと、お客さまの利益を最優先にする経営を追求し、もって当社の企業価値を向上させる。

（行動規範）

第 13 条　当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動規範を別紙 5. の

とおり定める。

② 前項の行動規範が広く実践されているか否かについて、取締役会で適宜又は定期的にレビューを行う。

（社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題）

第 14 条 当社は、地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境、自然災害等の社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行う。

② サステナビリティを巡る課題への対応は、マテリアリティ（重要課題）を定めて積極的・能動的に取り組み、対応状況について開示する。

（女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保）

第 15 条 当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなるとの認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進する。

② 当社は、人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示する。

（内部通報）

第 16 条 当社は、当社の従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行う。

② 当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置を行うとともに、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備する。

（企業年金）

第 17 条 企業年金の運用においては、当社は原則としてスチュワードシップコードの受入れを表明している運用機関に委託する。

② 運用事務担当者には適切な知識を持った人材を配置することとし、委託者としての責任が果たされるよう、運用機関から定期的に運用報告を受けるとともに、意見交換を行い、適切な運用が行われているかどうかモニタリングを行う。また、人事面や運営面における取組内容を開示する。

第４章　適切な情報開示と透明性の確保

（非財務情報の提供）

第 18 条　当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報、経営戦略・経営課題、リスク、ガバナンスに係る情報等及び社会・環境問題に関する情報等（いわゆるＥＳＧ要素）の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

（情報開示の充実）

第 19 条　当社は、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、以下の各号に掲げる事項について開示し、主体的に情報を発信する。

(1) 経営理念等及び経営計画

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

(3) サステナビリティを巡る取り組みについての基本方針及び当社の取り組み

(4) 気候変動に係るリスク及び機会が当社の事業活動や収益に与える影響について

(5) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(6) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の方針と手続

(7) 取締役会が前号を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

②　取締役会は、前項の開示（法令に基づく開示を含む）が正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努める。

③　当社は、自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえ、海外投資家の比率が 20%以上となった場合には、英語での情報の開示・提供を進める。

（適正な監査の確保）

第 20 条　監査等委員会は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向け、以下の各号に掲げる事項について適切な対応を行う。

(1) 外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

(2) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かの確認

②　前項のほか、取締役及び監査等委員会は、以下の各号に掲げる事項について適切な対応を行う。

(1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

(2) 外部会計監査人から経営幹部等への面談等の確保

(3) 外部会計監査人の不正を発見し、適切な対応を求めた場合や不備の問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第５章　取締役会等の責務

（取締役会等の責務）

第 21 条　取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、以下の各号に掲げる事項についてその役割･責務を適切に果たす。

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

②　前項の役割・責務の一部については、監査等委員会においても担うものとする。

（取締役会の役割・責務）

第 22 条　取締役会は、会社の経営理念等を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営計画等について建設的な議論を行う。

②　重要な業務執行の決定は、前項の戦略的な方向付けを踏まえて行うとともに、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示する。

③　取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行い、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。

④　取締役会は、最高経営責任者等の育成に関して、任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえて、経営理念や具体的な経営戦略に沿った後継者計画が着実に遂行されるよう、適切に監督する。

（取締役の報酬）

第 23 条　取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援する。

②　経営陣の報酬制度については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブが機能するよう、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の提案を踏まえて取締役会が決定する。

③　経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定する。

（取締役等の評価、利益相反取引等の管理）

第 24 条　取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映させる。

②　取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

③　取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理する。

④　最高経営責任者を含む経営陣幹部の選解任にあたっては、プロセスの透明性や公正性の確保を図るため、任意の指名・報酬委員会に資質や業務遂行能力、実績、経営手腕などについて諮問し、同委員会の提案を踏まえて取締役会が決定する。

⑤　取締役会は、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かを監督する。

（監査等委員及び監査等委員会の役割・責務）

第 25 条　監査等委員及び監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。

②　監査等委員及び監査等委員会は、その役割・責務を十分に果たすために能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるように努める。

③　監査等委員会は、会社法により、その半数以上を社外取締役とすることが求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、強固な独立性と内部監査部門等との連携による情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるように努める。

（取締役・監査等委員等の受託者責任）

第 26 条　取締役・監査等委員及び経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動する。

（経営の監督と執行）

第 27 条　当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、業務の執行に携わらない、業務の執行と一定の距離を置く非業務執行取締役を活用する。

（独立社外取締役の役割・責務）

第 28 条　当社は、独立社外取締役には、以下の各号に掲げる役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図る。

(1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中

長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行うこと
(2) 経営陣幹部の選解任他取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
(3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
(4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

（独立社外取締役の有効な活用）

第 29 条　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすため、３分の１以上の独立社外取締役を選任する。

②　独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外取締役のみを構成員とする会合を定期的に開催して、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。

③　独立社外取締役は、社長との定期的な意見交換の場の設定等により、経営陣との連絡・調整を行う。

（独立社外取締役の独立性判断基準等）

第 30 条　取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を別紙 6. のとおり策定し、これを開示する。

②　取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努める。

（任意の仕組みの活用）

第 31 条　当社は、取締役の選解任及び後継者計画（育成を含む）等並びに報酬（定額報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬等）について、公正かつ客観的な決定を行うため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。

②　指名・報酬委員会は、委員の過半数を社外取締役とする 3 名以上（5 名以下）の委員により構成し、取締役の選解任並びに報酬額の水準･構成及び決定方法にかかる審議･決定に関与することで、監督機能の強化と客観性･透明性のある決定手続を確保する。

（取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件）

第 32 条　取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる構成となるようにする。

②　監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を 1 名以上選任する。

③　取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図る。

④　取締役会は、以下の各号に掲げる事項を実施することによって、取締役会・監査等委員会の実効性確保に努める。

(1) 経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を別紙 7. のとおり定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示する。
(2) 取締役・監査等委員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるとともに、兼任状況を事業報告等により毎年開示する。
(3) 毎年、各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

（取締役会における審議の活性化）

第 33 条　取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

②　取締役会は、会議運営に関する以下の各号に掲げる取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図る。

(1) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配付されるようにすること
(2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにすること
(3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
(4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
(5) 審議時間を十分に確保すること

（情報入手と支援体制）

第 34 条　取締役・監査等委員は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じて、会社に対して追加の情報提供を求める。

②　当社は、人員面を含む取締役・監査等委員の支援体制を整える。

③　取締役会・監査等委員会は、各取締役・監査等委員が求める情報の円滑な提供が確保されているかを確認する。

④　取締役･監査等委員による情報収集の実効性を高めるため、以下の各号に掲げる体制を整備する。

(1) 取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求める。また、監査等委員は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行う。
(2) 取締役・監査等委員は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮する。
(3) 当社は、内部監査部門等と監査等委員との連携を確保するとともに、社外監査等委員の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任等、社外監査等委員に必要な情報を適確に提供するための工夫を行う。

（取締役・監査等委員のトレーニング）

第 35 条　新任者をはじめとする取締役・監査等委員は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

②　当社は、個々の取締役・監査等委員に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うとともに、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認する。

③　当社は、社外取締役を含む取締役・監査等委員が、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査等委員に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るとともに、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会が得られるように努める。

第６章　株主との対話

（株主との対話）

第 36 条　当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行う。

②　経営陣幹部・取締役は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努める。

（株主との建設的な対話に関する方針）

第 37 条　当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応する。

②　取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を別紙 8. のとおり策定し、これを開示する。

③　株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部又は取締役が面談に臨むことを基本とする。

④　当社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努める。

（経営計画の策定・公表）

第 38 条　経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、人材投資、設備投資、研究開発投資、Ｍ＆Ａ投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行う。

第７章　改　廃

（改　廃）

第 39 条　本基本方針の改廃は、取締役会決議による。

付　則

1. 本ガイドラインは、2015 年 12 月 1 日から実施する。
2. 本改正ガイドラインは、2016 年 6 月 29 日から実施する。
3. 本改正ガイドラインは、2018 年 6 月 28 日から実施する。
4. 本改正ガイドラインは、2018 年 12 月 10 日から実施する。
5. 本改正ガイドラインは、2020 年 6 月 26 日から実施する。
6. 本改正基本方針は、2021 年 6 月 30 日から実施する。
7. 本改正基本方針は、2021 年 12 月 1 日から実施する。
8. 本改正基本方針は、2023 年 4 月 1 日に遡及して実施する。
9. 本改正基本方針は、2025 年 4 月 1 日から実施する。
10. 本改正基本方針は、2025 年 4 月 1 日に遡及して実施する。

別紙 1. 資本政策の基本的な方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組み、特に重要な経営指標として、連結 ROE（株主資本利益率）8%の達成を目標として掲げております。

配当については、経営体質の強化及び内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。また、成長と還元のバランスや資本効率の向上を図るため、株主還元における指標目標として総還元性向 50%以上を設定しております。なお、2023 年 3 月に公表した株主還元方針では、現中期経営計画の対象期間（2023 年 4 月から 2028 年 3 月まで）において、PBR 1.0 倍を超えるまで、年間 10 億円以上の自己株式取得を継続的に行うこととしておりましたが、2025 年 3 月に新たな株主還元方針を公表し、2025 年 4 月から 2028 年 3 月までの 3 年間において総額 100 億円以上の自己株式取得を実施することとしております。

別紙 2. 上場株式の政策保有に関する方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する上場株式（以下、「政策保有株式」といいます。）は、原則として、取引先との中長期的な取引関係の継続・強化又は協働ビジネス展開等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に保有することとします。

政策保有株式は、定期的に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証した上で、継続的に保有する意義や合理性が認められないと判断した株式については縮減の検討対象とし、保有先との対話を行いつつ縮減に努めるものとします。

別紙 3. 政策保有株式の議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、原則として、すべての議案に対して議決権を行使することとし、発行会社の中長期的な企業価値向上及び当社グループの企業価値向上の観点を踏まえ、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案ごとの賛否を適切に判断いたします。特に、組織再編に関する議案、株主提案、その他著しく企業価値が毀損していると認められる保有先の議案等については、企業価値向上に資するものであるか充分に検証のうえ議決権を行使するものとします。

別紙 4. 関連当事者間の取引の方針及び手続

当社は、当社と当社の取締役や主要株主との取引（関連当事者間の取引）が会社の利益を害することがないよう、取引の合理性や取引条件の妥当性等について取締役会の報告事項としており、当社取締役による自己又は第三者のための利益相反取引については、取締役会の決議事項としております。また、当社役員及び連結子会社の

役員に対して、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族（所有会社とその子会社を含む）と当社もしくは当社連結子会社間との取引について、関連当事者取引確認票によるモニタリングを行うとともに、確認票に記載された関連当事者との取引について、会社計算規則及び連結財務諸表等規則等の規定に基づいた重要性の判断にしたがい開示しております。

別紙 5. 行動規範

当社の企業理念にはパーパス、ビジョン、バリューが定められており、バリューはパーパス、ビジョンを実現するために必要な価値観を示したものです。さらに行動規範は、バリューに基づく実際の行動を起こすための指針として、とるべき行動の考え方をより具体的に例示するものです。行動規範に沿った行動の実践によって、当社グループの役職員が連携して英知を結集し、お客さまをはじめあらゆるステークホルダーからの信頼を獲得し、貢献し続けます。

１．お客さまのベストパートナー

私たちは、お客さまのニーズやお悩み、投資に関する知識、経験等をお聞きし、お客さま一人ひとりの立場に立って誠実、公正に商品・サービスのご提案を行います。私たちは、長期的な信頼関係を構築し、お客さまのベストパートナーとして、お客さまの最善の利益の実現に貢献します。

２．高度な専門性・進化への挑戦

私たちは、お客さまに最善のご提案を行うことができるよう、自らの専門性を高め続けます。お客さまのニーズが変化し続ける中にあっては、深い金融知識のほか、幅広く様々な知識を身に付けます。リスク回避を含む有益な情報をお客さまへ提供できるよう、自己研鑽に努めます。また、得られた個人のスキルやノウハウ等を社内で共有することにより、お互いの能力向上に努めます。

３．総合力の発揮

私たちは、当社グループ各社、および各部署と積極的に連携することで、多様化するお客さまのニーズに最適な商品・サービスを提供します。

４．働きやすい環境づくり

私たちは、「心理的安全性」の確保に努め、役職員が自由に意見を述べたり、失敗を認めたりできる、建設的なコミュニケーションや協働を図ります。

また、私たちは、多様性・公平性の尊重、種々のハラスメントの排除に努め、役職員一人ひとりが能力を最大限発揮できる職場環境を目指します。

５．社会規範及び法令等の遵守

私たちは、投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するに留まらず、法令や規則等が予見していない部分については社会常識と高い倫理観をもって業務を遂行します。

６．反社会的勢力との関係等

私たちは、社会秩序の安定・維持のため、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行いません。他に、犯罪収益の金融資本市場への流入や、テロリストへの資金供与を防ぎます。

７．持続可能な社会への貢献

私たちは、「サステナビリティとは、経営の一部ではなく、経営そのものである」という信念のもと、社会のサステナビリティに貢献します。

８．新たな価値の創造

私たちは、多様なステークホルダーとの協働により、お客さまの新たなニーズに対応する商品・サービスの導入を積極的に検討し、新たな価値を創造します。また、環境の変化に自身を限ることなく、新たな分野に挑戦し続けます。

別紙 6. 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、以下のとおり定めます。

・会社法が定める社外取締役の要件を満たしていること

・東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」により示された下記の独立性基準に抵触していないこと

記

１．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

２．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

３．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

４．最近において１、２又は３に掲げる者に該当していた者

５．その就任の前 10 年以内のいずれかの時において次の（1）から（3）までのいずれかに該当していた者

(1) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(2) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(3) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

６．次の（1）から（8）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

(1) １から前５までに掲げる者

(2) 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(3) 上場会社の子会社の業務執行者

(4) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(5) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(6) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限

る。）

(7) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

(8) 最近において前（2）～（4）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

注1. 上記３.の「多額の金銭その他の財産」とは、1 年間に 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている者とする。

注2. 上記４.の「最近において」は、過去 2 年間において該当していた者を含む。

注3. 上記６.の「近親者」とは、二親等内の親族をいう。

別紙 7. 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方並びに取締役の選任に関する方針・手続等

１. 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会を構成するボードメンバーの知識･経験･能力等については、以下の（1）～（5）に掲げる要素を満たすメンバーを性別や国籍等を問わずに選任することで、多様なバックグラウンドや経験・スキル・専門知識を有するメンバーによる活発な議論を促し、一方向的な論議に陥らないようにするなど、バランス及び多様性に配慮した構成となるよう努めております。

(1) 業務執行取締役

(2) 当社の事業に精通した非業務執行取締役

(3) 中核子会社である岡三証券株式会社において社長を務める取締役

(4) 監査等委員である取締役

(5) 財務･会計、法律、及び経営に関する専門知識を有する社外取締役

２. 取締役の選任に関する方針・手続等

取締役の選任に当たっては、優れた人格と高い倫理観を有し、リーダーシップの発揮により会社目標を達成し経営理念を体現できる人物であることに加えて、証券業務や経営判断･会社運営に係る業務に関し豊富な経験と高い見識を有している人物を候補者として選定し、取締役会に諮ったうえ決議することとしております。

独立社外取締役の選任に当たっては、優れた人格と高い倫理観を有していることに加えて、財務・会計、法律、経営等の専門的知識を有し会社経営に係る重要な判断に対し的確な提言･助言ができ指導力に富み、取締役の職務執行の監督を的確かつ公正に遂行することができる人物のうち、当社の掲げる「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足する者を候補者として選定し、取締役会に諮ったうえ決議することとしております。

別紙 8. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

１．株主との対話全般を統括する取締役等の指定

当社における株主との対話については、IR 担当が、株主との建設的な対話を実現するための取組みを統括いたします。

２．社内各部門の有機的な連携のための方策

当社では、IR 担当及び広報 IR 部は社内各部門と連携して株主との対話に臨みます。

３．対話に関する取組み

株主との対話については、IR 担当が統括し、主に広報 IR 部が窓口となって合理的な範囲で個別面談を行うほか、決算説明会の開催、ホームページによる情報開示等の対話手段の充実に取り組みます。

４．対話結果の社内フィードバックのための方策

株主からの重要な意見や懸念を把握した場合、IR 担当は必要に応じて経営会議や取締役会等へのフィードバックを行います。

５．対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

対話に際しては、内部情報等管理規程に則り、未公表の重要な内部情報が漏洩することのないよう、以下の点に留意して情報管理を徹底いたします。

(1) 株主との対話では基本的には未公表の重要事実を伝えないこと

(2) 未公表の重要事実を伝えるのであれば、被伝達者である株主の側で、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置が講じられていることを確認すること

(3) 未公表の重要事実を伝えると、株主の側でも取引が制限されてしまい、不利益を被りかねないので、未公表の重要事実を伝える前に株主の同意を得ておくこと